

# 令和5年12月議会

## 教育文化委員会資料（教育委員会）

① 【議案第178号】

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

．．．．P2

② 【議案第180号】

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する  
条例及び北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の  
条例の一部改正について

．．．．P3～4

③ 【議案第181号】

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する  
条例の一部改正について

．．．．P5

④ 【議案第230号】

指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立八幡図書館）

．．．．P6

⑤ 【議案第231号】

指定管理者の指定について（北九州市立若松図書館）

．．．．P7～8

⑥ 【議案第232号】

令和5年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分について

．．．．P9

# 教 育 委 員 会

① **【議案第178号】**

**北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

**1 改正の理由**

戸畑高等専修学校は、これまで縫製技術等に係る専門的な人材を育成し、縫製に関連する企業に多くの人材を供給するなど、本市の産業等に対して大きな役割を果たしてきた。

しかし、産業構造等の変化等を踏まえると、本市が維持するには厳しい側面があることから、令和元年12月に有識者会議を設置し、後期中等教育の在り方について教育委員会で検討を行い、令和2年8月に意見のまとめが示された。

教育委員会では、この内容をふまえて検討を重ね、令和3年3月の教育委員会会議で、戸畑高等専修学校を令和6年4月1日に廃止予定として、令和4年度以降入学生を募集しないことを決定し、令和3年4月の市議会常任委員会（教育文化委員会）で報告した。

この度、予定どおり同校を廃止するため、関係条例の規定を改めるもの。

**2 改正内容**

(1) 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例

専修学校を削除する。(別表第1・別表第3関係)

(2) 北九州市職員の給与に関する条例【条例付則による改正】

教育職給料表ア 教育職給料表(1)の備考から、高等専修学校に係る部分を削除する。(別表第3関係)

**3 施行期日**

令和6年4月1日

## ②【議案第180号】

### 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例及び北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正について

#### 1 提案理由

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、本市行政職給料表の改定傾向を考慮して北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）に規定する教育職給料表等の改定を行うとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、令和6年4月から会計年度任用教職員に勤勉手当の支給が可能となることから、これらに係る関係規定を改めるもの。

#### 2 改正内容

##### (1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）

###### ア 給料表の改定

教職員の給与を平均0.93%引き上げるため、給料表を改定する。

（付則別表、別表第1から第3関係）

###### イ 会計年度任用教職員に係る勤勉手当の導入

地方自治法の一部改正に伴い、令和6年4月から会計年度任用教職員に勤勉手当の支給が可能なることから、関係規定の改正を行うもの。

なお、会計年度任用教職員に係る勤勉手当の支給対象については、市長事務部局との均衡を考慮し、任用期間が6か月以上※とする改正を行うもの。

※北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）で任用期間が6月以上の者を支給対象とする規定を設ける予定

##### (2) 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号）

令和5年4月から令和6年3月までの間に、暫定再任用教職員の校長に適用される基準給料月額を改定する。

（付則別表第3関係）

#### 3 施行期日

##### (1) 給料表の改定に係る改正（2（1）ア及び（2））

規則で定める日（令和5年4月1日適用）

※ 令和5年12月分の例月給与については、改定前の給料月額等により支給する。給料表の改定に係る施行期日については、12月の例月給与の支給日後かつ差額支給日（12月25日予定）以前とする必要があるため、「規則で定める日」とするもの。

今年度は、令和5年12月22日を予定。

## (2) 会計年度任用教職員に係る勤勉手当の導入(2(1)イ)

令和6年4月1日

### 4 経過措置等

給料表の改定に伴い、次の事項を付則で規定する。

- ・令和5年4月1日の適用日から条例の施行日の前日までの間における異動者の号給の調整
- ・令和5年4月1日の適用日前の異動者の号給の調整
- ・条例の施行日から令和6年3月31日までの間における異動者の号給の調整
- ・改正前の規定に基づき支給された給与は改正後の規定に基づき支給される給与の内払とみなすこと
- ・その他条例の施行に関して必要な事項は教育委員会が別に定めること

### ③【議案第181号】

## 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

平成28年12月に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成18年法律第120号）において、年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず、教育の機会が確保されること等を基本理念として、学齢期を経過した者で、小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。

さらに、令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画の中で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つ設置されるよう促進することとされた。

上記を踏まえ、本市においても、令和6年4月に夜間中学（北九州市立ひまわり中学校）が設置されることとなったが、同校に勤務する教育職員の指導業務について、学齢期外の義務教育未修了者及び外国籍の生徒に対する授業並びに生活指導及び進路指導の実施など、著しい特殊性が認められることから、特殊勤務手当として夜間中学指導業務手当を新設し、支給することとするもの。

### 2 改正内容

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の別表第7に次の項を加え、夜間中学指導業務手当を新設し、関係規定（※）を改める。

4 夜間中学指導業務手当	北九州市立ひまわり中学校に勤務する教育職員が、生徒に対する授業又は指導に従事したときに支給する。	従事した1日につき700円	第16条の規定による給料の調整額又は第17条の規定による管理職手当の支給を受ける教育職員には支給しない。
--------------	--	---------------	--

※新設する夜間中学指導業務手当は、別表第7の3に規定する多学年学級担当手当とは併給しないこととするため、同項の備考欄にその旨を加える。

### 3 施行期日

令和6年4月1日（開校日と同日）

#### ④【議案第230号】

#### 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立八幡図書館）

##### 1 議案提出理由

令和5年度の指定管理者の選定については、市政変革の取組結果を早期に反映させるため、「現指定管理者の指定期間を一年延長し、令和6年度に選定を行う」こととするよう市政変革推進室より、取り扱いの方向性が示されていた。

教育委員会が所管する北九州市立八幡図書館（折尾分館、八幡南分館含む）においては、指定管理者との協議を行い、延長することとしたもの。

なお、延長にあたっては、「指定管理者の指定は、地方自治法の規定により期間を定めて行うもの」で、「その指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経る必要がある」と定められているため、平成30年12月議会で議決を受けた当初指定議案を変更する議案を提出するもの。

##### 2 議案内容

###### (1) 対象施設

議案番号	施設名
第230号	北九州市立八幡図書館（折尾分館、八幡南分館含む）

###### (2) 変更内容（指定期間の一年延長）

延長前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで （令和元年度から令和5年度まで）
延長後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで （令和元年度から令和6年度まで）

##### 3 今後のスケジュール（予定）

令和6年1月 基本協定書の変更協定の締結

令和6年3月 年度協定書の締結

令和6年7月 次期指定管理者候補の公募

## ⑤【議案第231号】

### 指定管理者の指定について（北九州市立若松図書館）

#### 1 指定管理者候補

対象施設：北九州市立若松図書館（島郷分館含む）

候補：TRC・ACE共同事業体

（ 構成団体：株式会社図書館流通センター 北九州営業所〔代表団体〕  
特定非営利活動法人 北九州スポーツクラブ ACE ）

※応募状況 説明会参加：5団体、応募：4団体

※現在の指定管理者：株式会社日本施設協会

#### 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

#### 3 選定方法

指定管理者候補の選定に当たっては、学識経験者や専門家等からなる指定管理者検討会を開催し、あらかじめ設定した選定基準に基づき、書類審査やヒアリング等を行い、提案書や応募団体に関する書類などを総合的に検討した。市は、検討会の検討結果を参考に、指定管理者候補を決定した。

#### 4 検討会

##### (1) 構成員名（5名）〔五十音順〕

- ・〔読書ボランティア関係者〕 尾場瀬 淳美（絵本専門士）
- ・〔学識経験者〕 中尾 泰士（北九州市立大学基盤教育センター教授）
- ・〔財務関係専門家〕 増田 幸一（中小企業診断士）
- ・〔障害者団体〕 森 聖子（北九州市身体障害者福祉協会常務理事）
- ・〔北九州市立図書館協議会〕 山中 啓稔（北九州市立図書館協議会委員（公募））

##### (2) スケジュール

令和5年10月 5日 第1回検討会（書面審査及び応募団体のヒアリング）

10月12日 第2回検討会（指定管理者候補の検討）

##### (3) 検討結果（◎の団体を選定）

区分	配点	(株)ヴィアックス	(株)日本施設協会	ナカバヤシ(株)	TRC・ACE 共同事業体
若松図書館	100	75	72	75	◎78

※得点については、(株)日本施設協会が市内団体であるため5点、TRC・ACE共同事業体の代表団体(株)図書館流通センター（以下「TRC」という。）が準市内団体であるため3点が加算されている。

#### (4) 総合的な所見

- ・評価結果を踏まえ総合的に検討した結果、TRC・ACE共同事業体が合計得点78点と最高点になったことから、検討会としては、TRC・ACE共同事業体が、指定管理者候補として相応しいと判断する。検討会での議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。
- ・なお、付帯意見として、「TRC・ACE共同事業体は、共同事業体としてのメリットを存分に発揮してもらいたい」「ACEの強みであるスポーツの視点を活かして、ヤングアダルト層の図書館利用を促進してもらいたい」「今回新たに応募のあった団体の提案も内容的に見劣りするものではなかったため、機会があれば次の公募にもチャレンジしてもらいたい」を付す。

## 5 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、以下のとおり、指定管理者候補を選定した。

### TRC・ACE共同事業体

《主な選定理由》

- ・TRC・ACE共同事業体の代表団体である(株)図書館流通センター(TRC)は、北九州市及び他都市において指定管理者の実績が豊富であり、図書館に関する専門業者として、専門的知識や実績を活かした全国レベルの図書館サービスが期待できる。
- ・TRC、ACEともに財政基盤は安定しており、指定管理期間中における図書館の安定的な管理運営が可能と考えられる。
- ・複合施設内にある若松図書館の特性を活かした提案がされているほか、ACEが持つ地域とのつながりを活用しながら、図書館を日常的に利用していない方にもアプローチしようとしている。
- ・PDCAサイクルによる適正な予算執行と業務改善の取組みにより、効果的・効率的な図書館運営を行う計画となっている。
- ・コンプライアンスに関する理念や基本的事項を定めるとともに、個人情報や危機管理対策等をテーマとした図書館の現場スタッフへの定期的な研修が行われている。
- ・誰もがサービスを利用しやすくするためのユニバーサルデザインの考え方を取り入れた運営を目指しており、平等利用の面で評価できる。
- ・図書館の運営実績のあるTRCと地元のNPO団体であるACEとの連携により、図書館とスポーツ、健康づくりなどとのコラボレーションによる新たな取組みが期待される。

⑥【議案第232号】

令和5年度 12月北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分について

1 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説明	補正予算 説明書 頁		
13	1	教育職員費	1	職員費	49,230,642	667,665	49,898,307	○会計年度任用職員報酬 (756人分) 66,183 ○職員給与費 (特別職1人分 一般職5,957人分) 555,642 ○退職手当 45,840	P 34
	2	教育総務費	6	教育センター費	94,442	2,100	96,542	○防水補修事業経費 2,100	P 35
	3	小学校費	1	学校管理費	5,080,728	163,000	5,243,728	○教育用タブレット端末整備経費 33,000 ○その他経費 (光熱費) 130,000	P 36
	4	中学校費	1	学校管理費	2,710,819	62,000	2,772,819	○教育用タブレット端末整備経費 12,000 ○その他経費 (光熱費) 50,000	P 37
	6	特別支援学校費	1	学校管理費	887,852	56,502	944,354	○スクールバス運行経費 36,502 ○その他経費 (光熱費) 20,000	P 38

2 繰越明許費

1 追加

款	項	目	事業名	翌年度 繰越額	説明	補正予算 説明書 頁	
13	6	特別支援学校費	3 学校整備費	小池特別支援学校整備事業	52,371	○事業概要 小池特別支援学校整備事業 ○繰越理由 関係者との調整等に日時を要したため	P 48

3 債務負担行為

1 追加

事項	限度額	補正予算 説明書 頁
特別支援学校スクールバス運行委託事業	11,100	P 51
特別支援学校スクールバス運行委託事業	121,500	P 51

2 変更

事項	限度額	補正予算 説明書 頁
変更前 通学支援業務 (学校規模適正化)	15,400	P 52
変更後 //	19,700	P 52
変更前 指導者用デジタル教科書リース経費 (小学校)	143,600	P 52
変更後 //	177,600	P 52
変更前 指導者用デジタル教科書リース経費 (中学校)	5,100	P 52
変更後 //	7,100	P 52